

鹿ノ俣発電所余剰電力売払 仕様書

第 1 条 適用

本仕様書は胎内市（以下「甲」という。）が管理する鹿ノ俣発電所余剰電力売払に適用する。

第 2 条 売払場所

新潟県胎内市宮久 1090-3
鹿ノ俣発電所

第 3 条 売払期間

令和 6 年 4 月 1 日 0 : 0 0 から 令和 7 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0 まで

第 4 条 設備諸元

1. 最大出力 960 kW
2. 常時出力 100 kW
3. 最大使用水量 2.0 m³/s
4. 最大有効落差 60.25 m
5. 水車形式及び台数 横軸単輪単流渦巻フランシス水車 1 台
6. 発電機形式 横軸三相交流同期発電機
7. 周波数 50 Hz
8. 電圧 6,600 V
9. 力率 98%

第 5 条 系統連携及び運用等

発電所系統連携及び運用等について、甲と東北電力株式会社で締結している「自家用発電設備並列運転に伴う受給協定書」によるものとする。

第 6 条 託送供給契約

電力を供給するために、受注者（以下「乙」という。）が東北電力株式会社と託送供給契約を締結する必要がある場合は、乙の負担で契約を締結するものとし、これに必要な施設の情報を甲に求めるものとする。甲は必要な情報の提供について乙に協力するものとする。

第 7 条 契約の費用

1. 乙が、東北電力株式会社との託送供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属装置（以下「通信装置等」という。）を設置又は変更する必要がある場合は、乙はその費用を負担するものとし、設置

場所及び時期については、甲、乙及び東北電力株式会社と協議により決定するものとする。

2. 通信装置等の設置の必要がなくなった場合は、甲と協議を行い乙の負担でこれを撤去するものとする。

3. 前項のほか、乙と東北電力株式会社との託送供給契約に必要な経費の負担が生じた場合は、乙がこれを負担するものとする。

第 8 条 余剰電力発生見込み

年間 4,326,978 kWh とする。

なお、余剰電力発生見込みは、別添資料 1 「発生電力量(実績)」過去 5 年間の平均値から使用電力量を差し引いたもので、令和 6 年度以降の売払量を保証するものでなく、天候状況、保守作業及び機器故障等により変動するものとし、余剰電力発生見込みの変動について、甲は何ら責任を負うものではない。

第 9 条 秘密の保持

乙は、本契約により取得した甲の情報については、これを適正に管理し当該情報の紛失・漏洩などが生じないように万全の対策を講じるとともに、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。本契約期間終了後は本契約解除後においても同様とする。ただし、法律に定める所定の手続きによる場合及び予め甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

第 10 条 契約締結に係る諸条件

契約締結に係る諸条件として、契約を締結する際に、落札者が法人の場合は法人登記簿の現在事項証明書の原本を提出するほか、別添資料 2 「電力受給契約書(案)」に定めるとおりとする。

ただし、電力受給契約書(案)については、契約の相手方が東北電力株式会社の場合は、託送供給契約が必要ない等の理由により、内容を一部変更する場合がある。

鹿ノ俣発電所発生電力量（実績）

単位：kWh

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	5年間平均	余剰電力発生 見込み
		令和元年度						
4月		572,500	579,790	633,790	505,190	524,630	563,180	543,589
5月		640,050	585,140	646,570	630,560	645,610	629,586	607,228
6月		542,980	385,500	621,390	477,180	488,100	503,030	485,410
7月		348,390	137,340	180,120	142,000	223,310	206,232	197,858
8月		344,420	619,080	317,980	266,730	380,520	385,746	371,051
9月		153,500	489,990	3,900	455,080	28,240	226,142	216,951
10月		96,300	249,590	0	151,010	120,360	123,452	117,916
11月		354,870	197,400	0	206,010	475,940	246,844	237,645
12月		342,610	457,230	146,770	280,770	536,800	352,836	340,041
1月		624,660	527,660	665,680	573,780	644,120	607,180	588,810
2月	236,600	491,840	319,520	192,540	383,390		324,778	314,032
3月	348,150	478,370	451,610	68,780	240,240		317,430	306,447
合計	584,750	4,990,490	4,999,850	3,477,520	4,311,940	4,067,630	4,486,436	4,326,978

※1 余剰電力発生見込みは発生電力量から使用電力量を差し引いたものである。

※2 令和6年度発電機設備点検整備のため9月から11月の3カ月間発電停止予定あり。

電力受給契約書 (案)

胎内市（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) とは、甲の水力発電設備（以下「発電設備」という。）において発生する電力の受給について次のとおり契約を締結する。

(電力受給)

第 1 条 甲は、甲の所有する鹿ノ俣発電所からの発生電力のうち、甲が消費する電力を除いた電力を乙に供給し、乙はこれを受電する対価として売払金額を支払うものとする。

発電所名	鹿ノ俣発電所
発電所所在地	新潟県胎内市宮久 1 0 9 0 - 3
発電出力	9 6 0 キロワット

(受電地点、電気方式等)

第 2 条 前条の規定により甲が乙に供給する電力の受給地点、電気方式等は次のとおりとする。

受給地点	新潟県胎内市宮久 1 0 9 0 - 3 所在の甲の構内 1 号柱に甲が設置した気中開閉器と東北電力株式会社が施設した電線路との接続点
電気方式	交流 3 相 3 線式
定格周波数	5 0 ヘルツ
受電電圧	6, 6 0 0 ボルト
定格力率	9 8 パーセント

(財産及び責任の分界点)

第 3 条 財産及び責任の分界点は、配電設備については受給地点に同じ、その分界点から甲の発電設備側の電気工作物は、甲が施設・所有のうえ、保守・管理の責を負い、それ以外の電気工作物は配電路を保持する東北電力株式会社が施設・保有のうえ、保守・管理の責を負う。

(連係にかかる措置)

第 4 条 甲及び乙は、この電力の受給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ様相互に協力するものとし、甲と東北電力株式会社で締結している「自家用発電設備並列運転に伴う受給協定書」によるものとする。

(発電設備の運転等)

第 5 条 甲は、発電設備の運転（附属設備の運転操作を含む）点検及び保守の具体的な運用については、別に定めるところにより実施する。

2 連係運転上の理由で甲の発電設備に新たな設備が必要となったときは、甲と乙とで協議するものとする。

3 甲の発電設備が連係されている東北電力株式会社の配電線が停電したときは、甲は速やかに発電設備の遮断機を自動遮断し、再投入は、甲と東北電力株式会社が確認して行うものとする。

(送電時間)

第 6 条 甲は、受電可能日において時間を問わず送電を行うことができるものとする。

ただし、東北電力株式会社の電気工作物の点検又は補修が必要とする場合、その他運用上または保安上の必要がある場合は、甲は東北電力株式会社の予告に基づき、送電の停止又は制限を行うものとする。

(受電電力量の計量及び算定)

第 7 条 毎月の受給電力量は、計量地点に設置した送電用積算電力計（以下「電力量計」という。）により計量するものとする。

2 電力量計の検針は、原則として毎月末日 24 時に行い、速やかに甲と乙がその内容を確認する。

3 毎月の受給電力量の算定期間は、毎月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とする

4 電力量計及びその附属装置に故障が生じた時は、その故障期間中の受給電力量の算定は、その都度甲と乙が協議する。

(記録)

第 8 条 乙は、電力受給日誌に、受給電力の受給について必要な事項を明確に記録し、甲が必要とするときはこれを甲に提示するものとする。

(料金)

第 9 条 毎月の料金は、第 8 条の方法により計量された月間受給電力量に次の電力料金単価を乗じて得た電力料金（1 円未満の端数を切り捨てる。）に、消費税等相当額を加算した金額とする。

電力料金単価（1 キロワット時につき）	円	銭
---------------------	---	---

2 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい、その単位は円単位とし 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(料金の支払い)

第10条 甲は、前条により算定された当月料金を翌月10日までに乙に請求し、乙は同月末日までに甲に支払うものとする。

(設置場所への立入り)

第11条 甲の発電設備の確認等を行うため、乙から甲に対して、甲の発電設備の設置場所への立入りの要求があった場合は、甲はこれに応じるものとする。

(電力受給開始日)

第12条 この契約による電力受給開始日は、令和6年4月1日からとする。

(契約の承継)

第13条 甲及び乙は、相手方の承認を得た場合でなければ、第三者に対してこの契約に基づく権利又は義務を譲渡し又は承継させてはならない。

2 甲又は乙が第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に文章によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえでなければ、この契約をその承継者に承継させてはならない。

(契約の有効期間)

第14条 この契約の有効期間は、この契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(契約の延長)

2 前項に定める本契約満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による相手方への異議の通知がない限り、本契約は前項に定める終了日の翌日から1年間延長されるものとする。

ただし、本契約の延長は令和8年3月31日を超えて延長できないものとする。

(契約の解除)

第15条 甲又は乙のいずれか一方が、やむを得ない事由によりこの契約を解除する必要がある場合は、あらかじめ文章をもって相手方にその旨を申し出ることにより、この契約を解除できるものとする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 売払代金を納入期限に支払わないとき
- (2) 乙の責に帰すべき事由により受電に着手すべき日を過ぎても受電行為が行われないとき。

(3) 前各号のほか契約に違反し、その違反により契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(4) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が胎内市暴力団排除条例（平成23年条例第23号。以下この号において「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は使用人が乙若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は使用人が受注者の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

（損害賠償）

第17条 甲又は乙がこの契約に定める条例に違反し、相手方に損害を与えた場合は、相手方の被った損害を賠償しなければならない。ただし、甲又は乙がその責めに帰すべきでないことを証明した場合、この限りではない。

2 甲又は乙が故意又は過失によって第三者に損害を与えた場合は、その損害を与えた当事者が、第三者が被った損害を賠償しなければならない。

（契約の変更）

第18条 天災地変その他の理由により、この契約を継続することが適当でないと認められるときは、甲と乙とが協議の上、これを変更することができる。

（契約の費用）

第19条 乙が東北電力株式会社との託送供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属装置（以下「通信装置等」という。）を設置又は変更する必要がある場合は、乙はその費用を負担するものとし、設置場所及び時期については、甲と乙及び東北電力株式会社との協議により決定するものとする。

2 通信装置等の設置の必要がなくなった場合、甲と協議を行い乙の負担でこれを撤去するものとする。

3 前項のほか、乙と東北電力株式会社との託送供給契約に必要な経費の負担が生じた場合は、乙がこれの全額を負担するものとする。

（その他）

第20条 この契約に定めない事項又はこの契約によりがたい事項が発生した場合は、甲と乙とが誠意を持って協議し、その処理にあたるものとする。

上記の電力需要契約について、甲と乙とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書の上記条件以外は、胎内市財務規則及び本契約書添付の仕様書により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証しとして本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲

乙